

職業能力開発推進者講習

1 趣旨・目的

企業内において、労働者の自発的なキャリア形成支援を推進するに当たっては、企業内における職業能力開発の推進役たる職業能力開発推進者が、十分にその役割を果たしていくことが重要となる。

このため、職業能力開発推進者に対し、労働者の職業生活設計に即した効果的な職業能力開発及び向上のために必要な知識及び技法を習得させることを目的として、職業能力開発推進者講習を実施している。

2 受講者

職業能力開発推進者として選任された者又は選任が予定される者。

3 講習の概要

全国47箇所の都道府県職業能力開発サービスセンターにおいて、地域の実情に応じて年5回程度、講義・演習形式により、次の内容の講習を実施している。

- (1) 事業内職業能力開発計画の作成等、企業内における労働者のキャリア形成支援と職業能力開発推進者の役割に関すること。
- (2) 自己理解の支援を主とした導入レベルのキャリア・コンサルティング等、キャリア・コンサルティングの基礎的技法に関すること。

4 カリキュラム例

(1) 事業内職業能力開発計画の作成等

- ・ 事業内職業能力開発計画の作成の進め方と実際例（講義）
- ・ キャリア形成支援の必要性と職業能力開発推進者の役割（講義）
- ・ 企業内におけるキャリア形成支援の取組事例（講義・演習） 等

(2) 導入レベルのキャリア・コンサルティング

- ・ キャリア・コンサルティングの流れ（講義）
- ・ カウンセリング・マインドの理論と実際（講義・演習）
- ・ ロールプレイの体験学習（演習） 等

5 実績（平成15年度）

(1) 事業内職業能力開発計画の作成等

開催回数 190回 参加人数 9,536人

(2) 導入レベルのキャリア・コンサルティング

平成16年度より本格実施（各都道府県で年2回程度）

6 委託先

中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会

職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制の充実強化

I 趣旨

労働者の就業意識・就業形態の多様化、企業による人材の即戦力志向の高まり、企業内の職務再編の柔軟化や、労働流動化の進展等に伴い、これまでの企業主導の職業能力開発に加え、労働者の自発性を重視した職業能力開発推進の重要性が増している。

このような中、今後、労働者個人が、労働市場において、適切な情報の提供を受けて自らのキャリア形成に向けた職業生活設計を行い、これに即した職業訓練の受講、職業能力の適正な評価等を通じて、自ら能力を向上させ、職業の安定につなげるシステムを構築する必要がある。具体的には、労働者個人が労働市場の中で自らの適性を考えつつ、適切な職業選択や能力開発を行い、キャリアを形成するためには、人材ニーズ・職業に関する基本的な情報、教育訓練コース等の情報、能力評価に関する情報等を入手できる仕組みの整備が求められる。

こうした社会的要請を背景として、労働者のキャリア形成に資するため、職業能力開発に関する情報（職業情報及び人材ニーズの動向に関する情報、訓練コースに関する情報、職業能力評価に関する情報）の収集・整理及び提供のための体制を充実強化することとする。

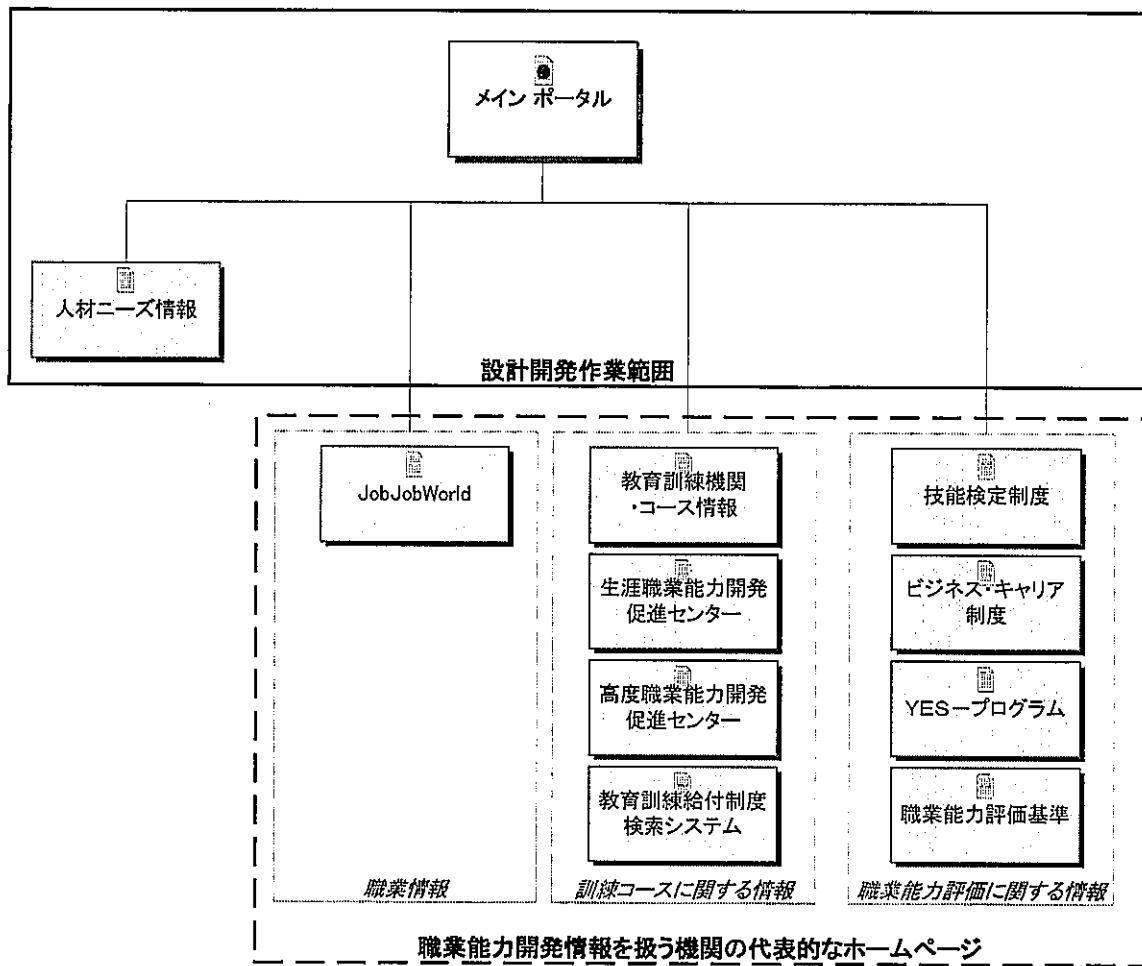
II 総合的職業能力開発情報システムのイメージ

労働者が職業能力開発に関する情報を容易に入手することが可能となるよう、総合的職業能力開発情報システム（以下、「ポータルシステム」という。）を構築しているところ。

ポータルシステムは、職業情報及び人材ニーズの動向に関する情報、訓練コースに関する情報、職業能力評価に関する情報を最低限提供することとしている。

※ 既に各種の情報システムが構築されていることから、既存の情報システムを活用し、情報システム全体として重複が無く、かつ、有機的な連携が図られるようにポータルシステムを構築するものとする。

図1 イメージ

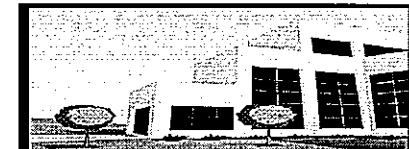
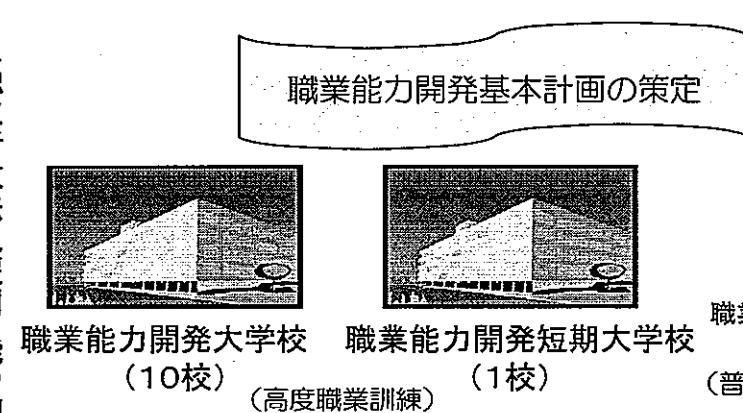


IV 今後のスケジュール等

現在ポータルシステムの設計開発を行っており、平成17年度中に総合的職業能力開発情報システムを一般公開するとともに、職業能力開発に資するeラーニングに関する情報を収集・整理し、同システムを通じて情報提供していく予定。

国と地方の役割分担について

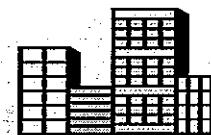
（独立行政法人雇用・能力開発機構）



職業能力開発総合大학교 (1校)
(職業訓練指導員の養成)



(ポリテクセンター)
職業能力開発促進センター (62所)
(普通職業訓練及び高度職業訓練。
短期に限る。)



委託訓練



地域職業訓練センター等 (95所)
(都道府県に運営委託)

学卒者・在職者

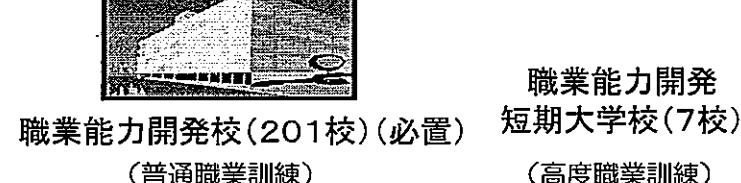
15年度訓練実績 (学) 7,490人 (在) 94,833人

離職者

15年度訓練実績: 116,755人

本当に高度な訓練・民間及び地方公共団体では実施できない訓練

地域の人材ニーズに対応した訓練



15年度訓練実績: 2,511人

国立障害者
職業能力開発校
(13校)



(都道府県營 11校)

障害者職業能力開発校 (6校)

15年度訓練実績: 326人

学卒者・在職者

15年度訓練実績 (学) 16,716人 (在) 65,881人

離職者

15年度訓練実績: 49,323人

職業訓練の認定 (16年4月末現在 2,319訓練科)
職業訓練法人の認可 (16年4月末現在 417法人)

（都道府県）

公共職業能力開発施設の種類

(平成16年4月1日現在)

1 公共職業能力開発施設等数 302校

うち国(雇用・能力開発機構)立	73校
職業能力開発総合大学校	1校
都道府県立	208校
市立	1校
障害者職業能力開発校	19校

2 公共職業能力開発施設内訳

区分	職業訓練の種類	設置主体	施設数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程)	雇用・能力開発機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)	雇用・能力開発機構 都道府県	17
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	雇用・能力開発機構	62
生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)	ホワイトカラーに対する先導的・モデル的な職業訓練コースの開発と実施	雇用・能力開発機構	(1)
高度職業能力開発促進センター	中堅技術者等を対象としたハイテク関連の高度な職業訓練を実施	雇用・能力開発機構	(1)
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	201 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国(注2) 都道府県	136
職業能力開発総合大学校	職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	雇用・能力開発機構	1

注1 カッコ内は内数

注2 運営は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

職業能力開発行政に係る指摘事項について（役割分担関係）

1 規制改革関係

○ 規制改革の推進に関する第2次答申

－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－（平成14年12月12日）（抄）

第1章 横断的分野

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

⑥職業紹介・職業訓練

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了後に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間の終了時に速やかに検討・結論】

2 特殊法人等改革関係

○ 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）（抄）

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

雇用・能力開発機構

【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】

①在職者訓練

○ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

②職業能力開発大学校

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

③離職者訓練

○ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

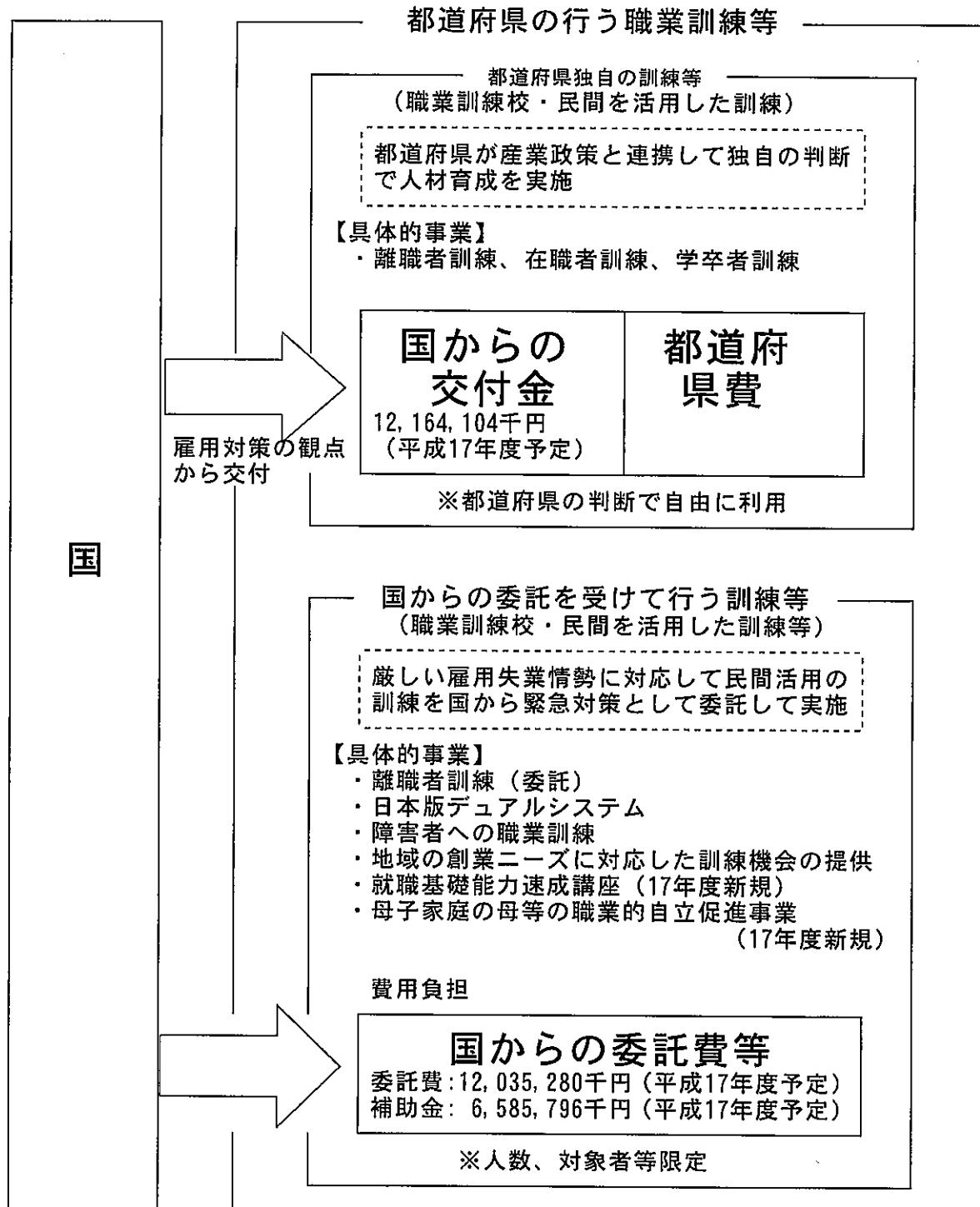
職業能力開発行政の財源（平成17年度予定額）

(単位：千円)

		労働保険特別会計		一般会計
		雇用勘定	労災勘定	
職業訓練	(独) 雇用・能力開発機構	※113,193,411 ・離転職者、在職者に対する職業能力開発の推進等	—	1,311,878 ・若年求職者（学卒未就職者等）に対する職業能力開発の推進
	都道府県	20,563,556 ・離転職者、在職者に対する職業能力開発の推進 ・職業能力開発校運営経費（離転職者等） ・職業能力開発校施設整備費等	1,231,238 ・国立県営障害者職業能力開発校施設整備費	8,149,632 ・職業能力開発校運営経費（新規学卒者等） ・障害者の職業能力開発の推進等
	(独) 高齢・障害者雇用支援機構	—	31,069 ・国立リハビリテーションセンター施設整備費	731,015 ・障害者職業能力開発校運営経費
職業能力評価		2,100,537 ・技能検定、評価制度の整備、技能の振興	—	—
国際協力		1,219,441 ・国際化に対応した職業能力開発の推進 ・実践力のある国際人材の育成支援等	—	939,698 ・国際機関等を通じた技術協力 ・外国人留学生受入等

※(独)雇用・能力開発機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき予算額を計上するため、内訳を算出しておりません。職業訓練の雇用勘定分については、一般勘定運営費交付金の全額（89,853,805千円）を計上している。

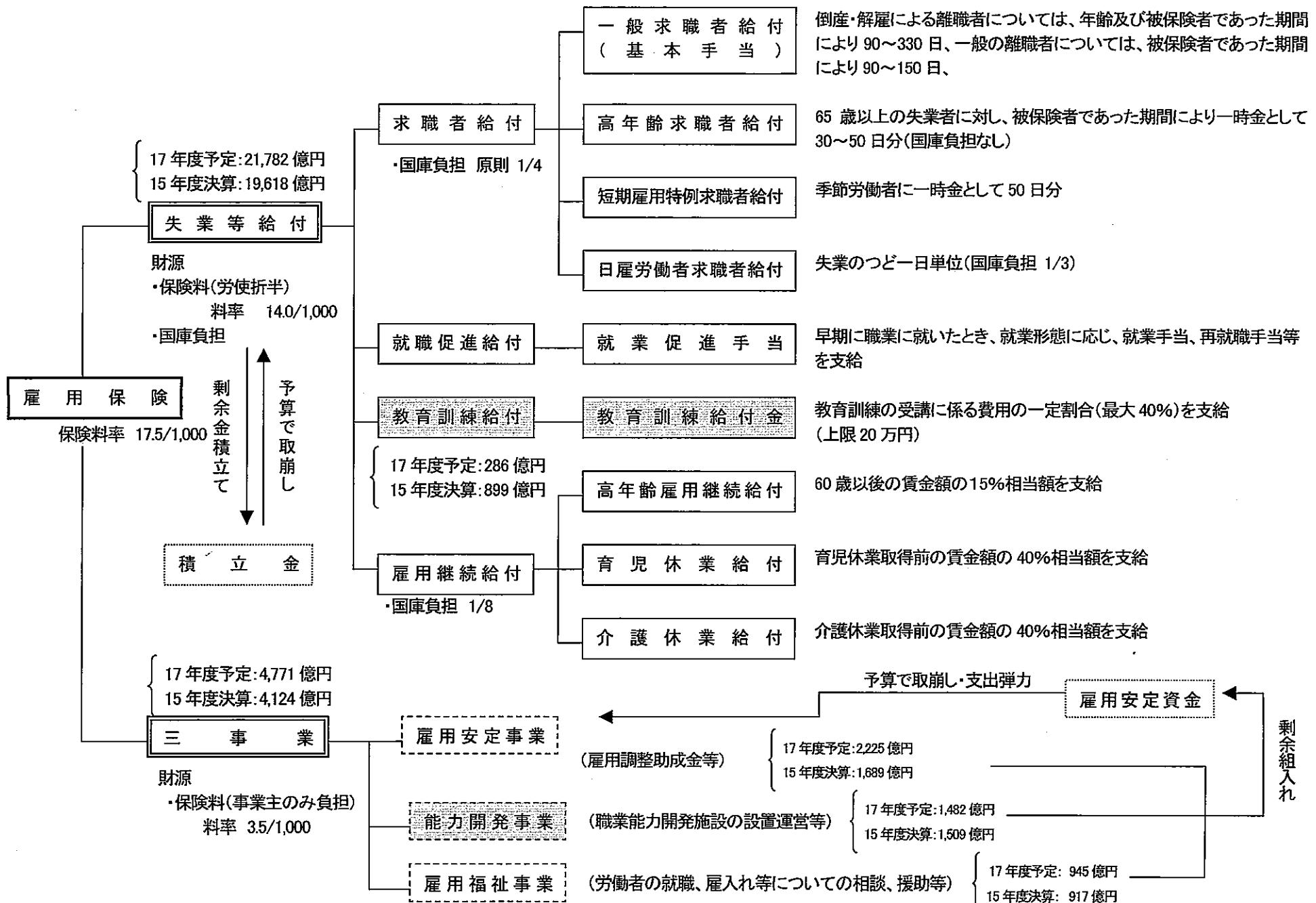
都道府県の行う職業訓練等の財源構成



(注)・都道府県への交付金の配分方法

全国の交付金総額について80%の部分を客観指標（雇用労働者数20%、有効求職者数30%、学卒就職者数30%）、20%を緊急対策や障害者対策など特別の事情を勘案して配分

雇用保険制度の概要



現行の職業能力開発促進法の体系における関係者の責務

1. 事業主の責務

(職業能力開発促進法第4条第1項等)

(労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針)

事業主が講ずる措置		根拠
事業主導	<ul style="list-style-type: none">① 職業訓練の実施（OJT、Off-JT）② 職業に関する教育訓練や、職業能力検定を受けさせる措置③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する援助	法
労働者の自発的な取組への援助	<ul style="list-style-type: none">○ 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関する情報の提供、相談その他の援助○ 労働者の配置その他の雇用管理についての配慮○ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与○ 始業及び終業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するための必要な措置	指 針

※網掛け部分は、平成13年法改正時に追加した事項

2. 国及び都道府県の責務（職業能力開発促進法第4条第2項等）

- ① 事業主の取組（労働者の自発的な能力開発を支援する取組も含む。）
を支援 [キャリア形成促進助成金、認定訓練校制度]
- ② 求職者等に対する職業訓練の実施 [離職者訓練、障害者訓練]
- ③ 事業主及び事業主団体が実施する職業訓練の補完
[在職者訓練、学卒訓練]
- ④ 労働者の自発的な職業能力開発の援助 [教育訓練給付金]
- ⑤ 技能検定の円滑な実施 [技能検定制度]